

令和6年12月

被保険者の皆様へ

東京都弁護士国民健康保険組合

生活習慣病健診（巡回型）の実施について

今年度も生活習慣病健診（巡回型）を実施いたします。健康管理の一助として、この機会に受診されることをお勧めいたします。

検査項目は、労働衛生安全規則第44条に定める定期健康診断項目と40歳以上の方が対象の特定健康診査（以下、「特定健診」）項目を満たした内容となります。詳細については別表の「生活習慣病健診検査項目表」にてご確認ください。各健診について、組合より補助をいたします。

※特定健診は年度内1回に限り補助を行います。保健事業でご案内しております他の健康診断にて特定健診を受診されている場合は、39歳以下の方の補助となりますのでご注意ください。

なお、この健康診断は、全国土木建築国民健康保険組合の家族生活習慣病健診に併せて、東京都弁護士国民健康保険組合（以下、弁護士国保）の生活習慣病健診（巡回型）を実施いたします。**そのため会場の掲示が『全国土木建築国民健康保険組合 家族生活習慣病健診』となりますのでご注意ください。**

記

1. 受診資格：弁護士国保に加入している方（受診当日に被保険者資格のある方）

健診結果等は組合の保健事業のデータとして、医療機関より提出されます。組合の補助を受ける健診は、保健事業の充実、健診に対する国庫補助金の資料として組合にて管理いたしますので、ご同意の上ご利用ください。

2. 健診料金

（税込）

生活習慣病健診 13,068円	①40歳以上の方 ※特定健診対象の方		②39歳以下の方及び 特定健診対象外の方	
	組合員本人	家族	組合員本人	家族
受診者負担額	4,500円	6,500円	8,500円	10,500円
弁護士国保補助金	8,568円	6,568円	4,568円	2,568円

※1 年齢起算日：令和7年3月31日

※2 他の健康診断にて特定健診の補助を利用済みの方は、受診者負担額②料金となります。

※3 遡及して資格喪失された場合は、検査料金を全額（13,068円）ご請求いたします。

3. 委託先：一般財団法人 日本健康増進財団

4. 健診内容

別表の「生活習慣病健診検査項目表」をご参照ください。

5. 所要時間

約40～50分

6. 健診結果

健診後約4週間で委託先健診機関からご本人あてに「検査結果報告書」を郵送いたします。

7. 申込方法

①インターネットでの申込：下記アドレスをクリックまたは右記QRコードを読み取り、お申込みください。

<https://e-kenkou21.jp/regist/lawyer/2024autumn/>



②FAXでの申込：下記PDFをダウンロードのうえ必要事項を記入し、お申込みください。
「生活習慣病健診（巡回型）申込書PDF」

「生活習慣病健診（巡回型）申込書」には必ず、被保険者記号・番号・（枝番）及び日中の連絡先電話番号をご記入ください。

被保険者記号・番号・（枝番）は、「保険証、資格確認書、資格情報のお知らせ」でご確認ください。なお、マイナンバーカードを保険証として利用登録されている場合は、マイナポータルでも確認ができます。

8. 健診会場及び健診日程、申込締切日

別添の「令和6年度生活習慣病健診（巡回型）実施日程表」をご覧ください。

9. 受診日の通知および健診書類の発送について

受診日時：申込締切日を目途にメールまたはFAXにて受診日時をご連絡します。

健診書類：受診日の10日前までに委託先健診機関から受診票、会場の地図、大腸がん検査の容器などをお送りします。

※申込者数により健診日・会場の変更をお願いすることもあります

10. 個人情報保護について

健康診断申込情報は、委託先である一般財団法人 日本健康増進財団において、受診票の作成・送付、検査案内、検査結果報告、組合補助金の請求に使用しますが、それ以外に使用することはありません。

また、健診結果につきましては、弁護士国保にも通知され、保健事業の充実、健診に対する国庫補助金の資料として組合にて管理いたします。

【今回ご案内の健診に関するお問い合わせ先】

一般財団法人 日本健康増進財団 健診事務課
TEL (03)5420-8027 ~ 29